

**この手引には、ニャリスト第3号の原稿公募に関する重要な説明が記載されています。投稿される方は必ずお読みください。**

ニャリスト第3号原稿公募について（投稿の手引）

次の要領により原稿を公募しますのでお知らせします。

I 本誌の概要

- (1) 誌 名 巻 号 ニャリスト第3号
- (2) 特 集 (今号において特集は設けません)
- (3) 発 行 猫務庁発行局 (サークル名：猫務庁)
- (4) 申込予定即売会 コミティア118  
(平成28年10月23日・於：東京国際展示場)
- (5) 発行部数・頒価 未定
- (6) 書店委託の有無 委託予定
- (7) 公 募 数 若干名 (応募多数の場合は申請書の内容により選考します)

II 投稿について

※投稿申請手続きの詳細は次ページ以降の「投稿要領」をご参照ください。

- ・ 投稿申請期間：本日～平成28年 7月23日 (土曜日) 0時00分必着
  - ・ 原稿締切日：平成28年 9月 4日 (日曜日) 0時00分必着
- ※いずれも日本標準時 [JST:UTC+9]

III 注意事項

- ・ 投稿された作品の著作権は別に合意のない限り投稿者に帰属します。
- ・ 本誌には ISSN (国際標準逐次刊行物番号) が付与されているため**国立国会図書館へ納本します**。同館に納本後は国立国会図書館法の規定に基づいて**一般公衆の利用に供され、恒久的に保存**されます。
- ・ 原稿料の支払いは行ないません。投稿者には本号を1部謹呈いたします。

以 上

《本件についての問合せ先》

猫務庁発行局ニャリスト編集部

担当：野良猫 (@nrnk\_jp)

E-mail: nyarist@nrnk.jp

## ニヤリスト第3号投稿要領

平成28年7月

## ◆投稿関連日程

7月23日（土曜日）0時【必着】	投稿申請締切日
7月下旬	審査・投稿採否の通知
9月4日（日曜日）0時【必着】	原稿締切日
9月下旬	組版原稿確認・修正／頒布業務補助者の募集
9月下旬：サークル当落通知／10月23日（日曜日）：即売会当日	

※なお、申込予定即売会に参加不可能となった場合の措置については、次回即売会への参加を揚程していますが、最終的な決定及び意思確認の方法についてはその際投稿者宛に通知します。

## 1 募集する原稿の区分

- ・法律学又はその周辺領域に関する論説，随筆，判例評釈及び架空官庁関係記事等

※投稿作品は投稿者自身が執筆したものに限ります。また、本号においては参加先即売会の開催趣旨に鑑み、既存の著作物の翻案，翻訳を主要な部分とする原稿は受理しません。

## 2 投稿資格

- ・短文投稿サイトにおいて編集者（@nrnk\_jp）をフォローしている者
- ・及び次のいずれかに該当する者
  - （ア）猫務庁職員として猫務庁公報に有効に登載されている者
  - （イ）架空官庁等の構成員
  - （ウ）その他、本誌の趣旨に賛同する者で編集者が認めた者

※前記（ア）（イ）に該当しない場合であっても投稿を希望する場合には編集者宛にお問い合わせください。

## 3 投稿の申請について

- ・投稿を希望される方は、申請期限までに**電子申請**により申込書を提出してください。  
猫務庁ウェブサイト：<http://byoumu.nrnk.jp/>

## 4 原稿の提出について

## 【原稿提出方法】

- ・原稿は、nyarist@nrnk.jp宛にメールに添付する方法でお送りください。
- メールの**標題は必ず「ニヤリスト第3号原稿提出」として**ください。
- ・原稿は、必ず完成原稿（校正済みのもの）をご提出ください。

## 【原稿の形式】

- ・ファイル形式は、テキストファイル（.txt）又はMS-Word形式とします。
- ・原稿中に図表を用いる方，図画を主たる内容とする作品を投稿される方は、事前に編集者までご相談ください。なお、編集上の都合により、**アスキーアート等の文字のみによって構成される図表は認めません**。作図機能を用いるか、画像ファイルをご用意ください。
- ・**作品の標題**（サブタイトルを除く）は**30文字を超えない**ようにしてください。
- ・原稿の最大文字数は、概ね**18,000字を超えない**ようにしてください。図表は一つあた

り500字に換算します。

#### **[MS-Word で原稿を作成される方へ]**

- ・投稿の際のファイル設定は特に問いませんが、掲載の際はB5判縦置き横書きとなります。特別な体裁をご希望の方は投稿申請の際、編集者までご相談ください。
- ・投稿用のテンプレートを（たぶん）用意しますので、ご利用ください。
- ・フォントは特に必要のない限り、MS明朝としてください。
- ・脚注番号に記号はつけないでください（組版の際、右肩括弧をつけます）

### **5. 校正**

- ・校正は原則として著者の責任において行なっていただきます。
- ・組版原稿の確認期間は、短期間となることが予想されますので、完成原稿の提出にご協力をお願いします。
- ・組版後の修正は誤字脱字等、軽微なものに限ります。

### **6. 献本等**

- ・申請書の記載に従い、当日会場でのお渡し又は郵送を行いません（送料は当庁負担）。
- ・郵送を希望される方は、投稿申請書の所定欄に送付先住所・お名前をご記入ください。
- ・郵便局留めが可能ですので、ご利用ください。
- ・会場受取の場合には、入場に際してカタログの購入が必要となります。会場受取を選択することにより必要となる費用については一切弁償いたしませんのでご注意ください。

### **7. その他**

- ・投稿者への連絡は、E-mailのほか、短文投稿サイトの猫務庁公報アカウント (@byoumu\_info) を通じても行ないますので、フォローをおすすめします。
- ・ご不明な点は編集者までおたずねください。

《本件についての問合せ先》

猫務庁発行局ニヤリスト編集部

担当：野良猫 (@nrnk\_jp)

E-mail: nyarist@nrnk.jp

※本要領はニヤリスト投稿規程第5条に基づき編集者が募集毎に定める投稿要領です。

## ニヤリスト投稿規程

### 第1条（目的）

本規程は同人雑誌「ニヤリスト」（以下「本誌」という）の投稿に関して，同人団体猫務庁（以下「猫務庁」という）と投稿者との間に適用される基本的な合意事項を定めることを目的とする。

### 第2条（編集の方針）

本誌は，「架空の法律と現実の法律を架橋する雑誌」として，法学及びその周辺領域に関する論考を掲載する。

### 第3条（投稿資格者）

短文投稿サイトにおいて編集者をフォローし，かつ次のいずれかに該当する者を投稿資格者とする。

- (1) 猫務庁の構成員
- (2) 架空官庁等（猫務庁を除く）の構成員
- (3) その他編集者が認めた者

### 第4条（投稿要領）

編集者は原稿の募集にあたり，投稿要領を定め，投稿希望者に公表する。

2 本規程と投稿要領の規定が相反するとき，投稿要領の規定を優先して適用する。

### 第5条（投稿申請と投稿規程等への同意）

本誌に投稿しようとする者は所定の様式に必要な事項を記載の上，編集者に投稿を申請する。

2 投稿者は投稿申請にあたり本規程及び原稿募集毎に定められる投稿要領の規定に同意する。

### 第6条（著作権）

投稿された原稿の著作権は投稿者に帰属する。但し投稿者は次の事項に同意する。

(1) 当該原稿の全部が投稿申請書に記載された巻号に掲載されかつ頒布されること

(2) 当該原稿の全部が本誌の委託販売申請のため委託先書店に送信されること

(3) 当該原稿の一部が本誌を頒布する際の広告，見本画像等に使用されること

### 第7条（組版編集）

投稿者は，原稿の配置，分類，見出しの扱いその他組版編集に関する事項を編集者に一任することに同意する。

### 第8条（原稿料および掲載料）

原則として投稿者に対する原稿料の支払い及び掲載料の徴収は行なわない。

### 第9条（献本）

猫務庁は投稿者に対して作品が掲載された本誌を若干部謹呈する。

### 第10条（国立国会図書館への納本）

投稿者は本誌が国立国会図書館に2部納本されること，及び納本後は同館において恒久的に保存され，かつ一般公衆の利用に供されることに同意する。

### 第11条（反社会敵勢力等の排除）

猫務庁及び投稿者は，反社会的勢力若しくはその関係者，同人ゴロ（同人活動を妨害し又は不正の利益を得る目的をもって同人活動に参画する者をいう），その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず，過去に反社会的勢力等であったことがなく，将来においても反社会的勢力等に該当しないこと及び反社会的勢力等に本誌関係業務を委託しないことを誓約する。

### 第12条（その他）

本規程及び投稿要領に定めのない事項については編集者と投稿者が協議して決定する。

以上